- 5. 管理栄養士・栄養士の資質の向上、人材育成
- ○管理栄養士等制度の改正(平成 12 年4月)

高度化・多様化する社会ニーズに対応できる管理栄養士等の養成及び業務の明確化(傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導等)を行うための所要の法律改正を行った。

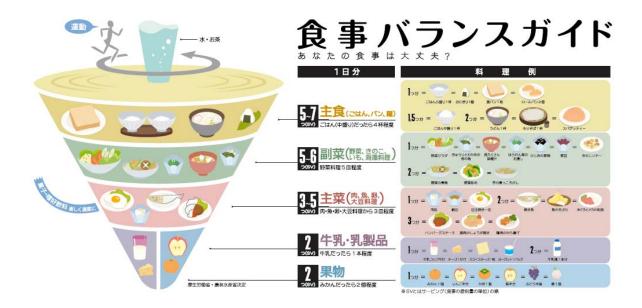
- ○地域における行政栄養士の業務について(平成15年10月健康局長通知)
- ○地域における行政栄養士の基本指針について(平成15年10月生活習慣病対策室長通知) 健康増進法の施行を受け、国、都道府県、市町村の行政栄養士の果たす役割を明確にするための基本方 針を示した。
- ○地域における食生活改善に向けた連携事例集の作成及び行政栄養士研修会の開催(平成15年11月) 食生活の改善のためには、衛生部局のみでなく教育部局、農林部局等との連携が必要であることから、 地域における連携事例をとりまとめるとともに、連携事例集を活用した研修会を開催した。

施策の概要

6. 食育の推進

- ○食育基本法の施行(平成17年6月)
 - 国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を総合的、計画的に推進するため、食育基本法が施行された。
- ○食育推進基本計画の策定(平成18年3月)

達成すべき目標として、「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加」、「朝食を欠食する国民の割合の減少」、「食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加」等が挙げられており、具体的な取組として、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に関する知識の普及啓発、肥満予防対策の推進、朝食欠食率減少に向けた取組の推進、食事バランスガイドの普及啓発、人材の育成・活用、食品関連事業者等による食育の推進などを行う。



4 身体活動・運動

	· ·-
個別分野の施策	
身体活動•運動	身体活動・運動には、生活習慣病の発生を予防する効果があり、健康づくりの重要な要素であることから、国民の身体活動・運動に対する意識を高め、日常の活動性及び運動習慣を持つ者の割合を増加させるとともに、これらの活動を行うことができる環境づくりを行う必要がある。 目標は、日常の生活における身体活動に対する意識、運動習慣等について、成人及び高齢者に分けて設定する。
施策の概要	る。 1. 科学的根拠に基づ、運動施策の推進 ○運動所要量の見直し 健康を維持するために必要な運動量を示した「運動所要量」(平成元年度策定)の普及啓発を行ってきたが、最新の科学的知見をふまえたものとするため、平成 17 年8月に検討会を設置し、平成18年7月に「健康づくりのための運動基準」を策定した。 2. 運動習慣の定着に必要な知識の普及啓発 ○運動指針の見直し 運動所要量に基づき誰もが気軽に運動を行えるよう「運動指針」(平成5年度策定)の普及啓発を行ってきたが、運動所要量に基づき誰もが気軽に運動を行えるよう「運動指針」(平成5年度策定)の普及啓発を行ってきたが、運動所要量同様に見直しを図るため、平成 17 年8月に検討会を設置し、「健康づくりのための運動基準」に基づき、平成 18 年7月に「健康づくりのための運動指針(エクササイズガイド 2006)」を策定した。 3. 健康づくりのための運動実践の環境整備 ○健康増進施設の郵型 ●運動型健康増進施設の報型 ●運動型健康増進施設 トレーニンゲジム等の設備及び健康増進のための運動プログラム提供者等の配置 399 施設 (H18.6.30 現在) ●温泉利用型健康増進施設 上記の要件に加え、健康増進のための温泉利用の設備及び温泉利用指導者の配置 29 施設 (H18.6.30 現在) ●温泉利用プログラム型健康増進施設 生活指導及び応急処置の設備、温泉利用プログラム提供及び温泉入浴指導員の配置 9 施設 (H18.6.30 現在) 4. 健康づくりのための運動実践を支援する人材の養成 ○健康づくりのための運動実践を支援する人材の養成 ○(健康づくりのための運動素と支援する人材の養成 ○(健康づくりのための運動素と支援するという観点から、医学的基礎知識、運動生理学の知識等に立期しつっ、個人個人の身体の状況に応じた運動プログラムの提供及び実践指導を行う者の養成、試験等を実施。事業の大臣認定については、平成 17 年度まをもって廃止したが、同时間においては、大臣認定廃止後の健康運動指導士制度の充実強化策を取りまとめ、平成19年度から導入されることとなった。・現場実習の導入を含む養成功やよう込の充実強化・平成19年度から導入されることとなった。・・現場実習の導入を含む養成功やよう込の方法強化・年間体育系大学等を対象とする健康運動指導士養成校制度の創設・保健師、管理栄養上等に対する誘電会の一部科目免除・実務経験を持ちませ
	●健康運動指導士 10,998 名(H18.7.1 現在) ●健康運動実践指導者 22,381 名(H18.7.1 現在)

5 休養・こころの健康づくり

個別分野の施策

休養・こころの 健康づくり

こころの健康は、生活の質を大きく左右する要素である。身体及びこころの健康を保つための三要素は、適度な「運動」、バランスの取れた「栄養・食生活」、心身の疲労回復と充実した人生を目指す「休養」とされている。さらに、十分な睡眠をとり、ストレスと上手につきあうことはこころの健康に欠かせない要素となっている。

目標は、ストレスの低減、睡眠の確保及び自殺者の減少について設定する。

1. ストレスへの対応

○心の健康づくり推進事業

精神保健福祉センターにおいて精神疾患に関する相談窓口の設置、精神保健に関する知識の普及等を行うことにより国民の精神的健康の保持増進を図る。

○地域精神保健指導者(こころの健康問題)研修事業

地域精神保健従事者に対し、地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等のこころの健康問題に関する知識や対応方法を習得させるための研修会を実施する。

○こころの健康づくり地域関係者研修事業

都道府県において地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等のこころの健康問題に関する知識や対応方法を習得している地域精神保健従事者を主に対象として、当該地域に適合した自殺予防対策の強化を目的とした研修を実施する。

○こころの健康づくり普及啓発事業

都道府県において地域の実情に即した方策を検討し、各種 PR 活動を行うなどにより、地域におけるこころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発を促進する。

- ○「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の啓発・研修事業
 - メンタルヘルス対策の啓発用パンフレットの作成・配布等及び管理監督者、産業保健スタッフ等に対する研修を実施する。
- ○メンタルヘルス対策支援事業

事業場に対してメンタルヘルス関係の専門家による事業場の体制づくりに対する指導等を実施する。

○働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業

地域産業保健センターにおいて、保健所等地域の保健機関と協力しつつ、メンタルヘルス不調となった労働者とその家族を対象としたセミナーや相談会を実施する。

○産業医等医師を対象とした研修事業

産業保健に協力的な精神科医に対する産業保健に関する研修を実施するとともに、メンタルヘルスに関する知識、対応方策などメンタルヘルス対策について、産業医等を参集し研修を実施する。

2. 十分な睡眠の確保

施策の概要

○健康づくりのための睡眠指針検討会報告書の策定(平成15年3月)

成人を対象として、睡眠の問題を予防・改善するための情報を7つの柱として整理したものであり、個人個人の自己選択に基づいて、本指針に示すような生活習慣の工夫が推奨され、それぞれの柱の中の各フレーズから、自らの生活の中に取り入れられそうなものを自分の生活に合わせて実践するもの。

3. 自殺対策

【相談体制等の整備】

○自殺防止のための相談推進協議会事業

「いのちの電話」を中心に、相談関係機関等が参画した自殺防止ネットワークを構築し、相談体制の充実強化を図るため、相談推進協議会を設置する。

○相談研修等活動推准事業

全国 47 都道府県において、「いのちの電話」の相談員の確保、資質の向上を図るため、養成研修等を行う。

【普及·啓発】

- ○「いのちの日」の行事の開催等による自殺防止相談窓口の普及・啓発事業
 - (12月1日を「いのちの日」とし、自殺防止に係る啓発普及活動を行う。)
- ○「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の啓発・研修事業(再掲)
- ○メンタルヘルス対策支援事業(再掲)
- ○働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業(再掲)
- ○産業医等医師を対象とした研修事業(再掲)
- ○地域精神保健指導者(こころの健康問題)研修事業(再掲)
- ○こころの健康づくり地域関係者研修事業(再掲)
- ○こころの健康づくり普及啓発事業(再掲)

【研究の推進】

○自殺問題に関する総合的な調査研究等の推進

データの収集と分析による自殺の実態把握を行うとともに、自殺関連予防プログラムの開発や労働者のメンタルへルス等に関する研究を推進する。

6 たばこ

個別分野の施策	
たばこ	たばこは、がんや循環器病など多くの疾患と関連があるほか、妊娠に関連した異常の危険因子である。「健康日本21」においては、①たばこの健康影響についての十分な知識の普及、②未成年者の喫煙防止(防煙)、③受動喫煙の害を排除し、減少させるための環境づくり(分煙)、④禁煙希望者に対する禁煙支援について設定している。また、厚生科学審議会の「今後のたばこ対策の基本的考え方について」(平成14年12月25日意見具申)においては、「国民の健康増進の観点から、今後、たばこ対策に一層取り組むことにより、喫煙率を引き下げ、たばこの消費を抑制し、国民の健康に与える悪影響を低減させていくことが必要である。」と指摘されている。さらに、平成17年2月には、保健分野における初めての多数国間条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、我が国も批准国として、たばこ対策を強力に推進することが求められている。
施策の概要	 1. 喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及 ○禁煙週間及び世界禁煙デー配念シンボジウムの開催

○飲食店健康増進普及支援事業(平成17年度~)

都道府県において、飲食店等の営業者に対し、受動喫煙防止対策の意義、禁煙・分煙対策の実施により営業成績が向上した事例等の具体的な取組事例等を紹介する講習会を実施し、受動喫煙防止対策への取組を推進することとしている。

4. 禁煙支援プログラムの普及

○たばこ対策担当者講習会の開催

都道府県、政令市及び特別区のたばこ対策担当者を対象に、効果的なたばこ対策の推進に必要な最新の動向や知識の修得を図るために講習会を開催している。平成16年度からは、地方自治体と他の健康増進事業実施者との連携を図り、たばこ対策を効果的に推進するため、新たに医療保険者の保健事業実施担当者及び労働安全衛生法における安全衛生担当者等の参加も募り、講習会を実施している。

○禁煙支援マニュアルの作成(平成18年5月)

すべての市町村で禁煙支援が実施され、地域での保健指導や禁煙指導の充実を図るために、禁煙支援に 取り組むための必要な基礎知識、実施手法、留意事項等を自己学習できるよう解説した禁煙支援マニュアル を作成。今後、その普及を図り、禁煙支援を推進する。

○ニコチン依存症管理料の新設(平成18年度診療報酬改定)

ニコチン依存症について、疾病であるとの位置付けが確立されたことを踏まえ、ニコチン依存症と診断された 患者のうち禁煙の希望がある者に対する一定期間の禁煙指導について、新たに診療報酬上の評価を行う。

5. その他

○たばこ対策関係省庁連絡会議の設置(平成16年6月15日)

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准とともに、たばこ対策関係省庁連絡会議を設置し、 対策の充実強化に向けた体制整備を行っており、今後とも、関係省庁の密接な連携の下にたばこ対策を促 進することとしている。

○たばこ対策緊急特別促進事業(平成17年度~)

都道府県において、①地域の関係者で構成される協議会を設け、関係者が連携してたばこ対策に取り組むこと、②未成年者や子どもへの影響の大きい父母等に対する喫煙防止対策に取り組むこと、③受動喫煙対策が遅れている施設等を対象とした禁煙・分煙指導の強化を図ること等に重点を置いた対策を支援し、地域におけるたばこ対策の推進を図ることとしている。

○循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業

国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、国内外の喫煙の実態に関する研究、 喫煙習慣の改善に関する研究、未成年者の喫煙防止に関する研究等健康影響と喫煙対策の動向に関する 研究を実施し、「健康日本21」の目標値の設定等の基礎資料として活用している。

○たばこ対策に係る組織の拡充(平成17年10月)

厚生労働省においてたばこ対策に関する体制を強化するため、たばこ対策専門官を設置したほか、たばこ 政策に係る効果的政策提言と実践に関する調査研究体制の整備を図るため、国立保健医療科学院の研究 情報センターにたばこ政策情報室を設置した。

施策の概要

7 アルコール

個別分野の施策 飲酒は、急性アルコール中毒や臓器障害の原因となることがあり、健康に対し大きな影響を与えるものである。近 年、成人の飲酒による健康影響の問題のみならず、未成年者による飲酒が問題となっており、また、アルコールに アルコール 関連した問題は、健康に限らず交通事故等社会的な問題にも影響するものである。 「健康日本21」においては、①多量に飲酒する人の減少、②未成年者の飲酒防止、③「節度ある適度な飲酒」 の知識の普及について設定している。 1. 多量に飲酒する人の減少 ○アルコール対策担当者講習会の開催 都道府県、政令市及び特別区のアルコール対策担当者と他の健康増進事業実施者との連携を図り、効果的なアルコ ール対策の推進に必要な最新の動向や知識の修得を図るため、医療保険者の保健事業実施担当者及び労働安全 衛生法における安全衛生担当者等の参加も募り、平成16年度からアルコール対策について講習会を実施している。 2. 未成年者の飲酒防止 ○未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号) 未成年者の飲酒禁止、未成年者に酒類を販売した者に対する罰則等を規定している。 ○「未成年者飲酒防止強調月間」(平成13年10月決定) 「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」(平成 12 年8月 30 日酒 類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会決定)に基づき、毎年4月に未成年者飲酒防止強調月間を設け、関 係省庁が全国的な広報啓発活動を行い、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図っている。 ○未成年者飲酒防止に係る取組について(平成13年12月28日3省庁局長連名通知) 年齢確認の徹底、酒類自動販売機の適正な管理の徹底等、酒類販売における未成年者飲酒防止に係る取組につ いて、警察庁、国税庁及び厚生労働省より関係業界宛に通知を発出した。 ○シンポジウムの開催 アルコールがもたらす未成年者への健康影響について、正しい知識を普及啓発し、未成年者飲酒防止を呼びかけ るためのシンポジウムを開催している。 3.「節度ある適度な飲酒」の知識の普及 ○ホームページを活用した情報提供 厚生労働省のホームページを利用してアルコールに関する情報を国民に提供している。 ○「アルコール保健指導マニュアル検討会」報告書(平成14年3月) アルコール対策において重要な役割を担う保健指導について、専門家による検討を行い、保健指導を実践する上で 施策の概要 必要なアルコールに関する基礎知識等を集積した報告書が取りまとめられた。 4. その他 ○循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業 国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、国内外の飲酒の実態に関する研究、飲酒習慣 の改善に関する研究、未成年者飲酒防止に関する研究等健康影響とアルコール対策の動向に関する研究を実施 し、「健康日本21」の目標値の設定等の基礎資料として活用している。 ○「酒類販売業に関する懇談会」取りまとめ(平成16年12月国税庁) 酒類販売を取り巻く環境が大きく変化するなかで、これまでの取組を踏まえ、酒類の販売管理に対する社会的要請 への今後のさらなる対応としてどのような施策が考えられるか検討を行い、「酒類販売業等に対する社会的要請への さらなる対応のあり方」が取りまとめられた。 ○酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会の設置(平成 12 年4月) 酒類に係る不当廉売の防止対策の強化等公正取引環境の整備及び対面販売の励行の徹底等社会規制の実施に ついて、関係省庁間で連絡協議を行い、関係施策の強化を図り、総合的な取組を推進するため協議会を設置。 ○未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱 (平成12年8月) 未成年者の飲酒防止等のための社会的規制及び酒類販売の公正な取引環境の整備が強く要請されていることにか んがみ、関係省庁において酒類の販売方法や取り締まりの強化等について、施策の徹底を図ることとした。 ○アルコール教育実践講座((独)国立病院機構久里浜アルコール症センター) 医師及び看護師等のアルコール関連従事者に対する予防及び診断、治療に関する研修を開催している。

8 歯の健康

0 图 07 庭水	
個別分野の施策	
歯の健康	歯の健康は、食物の咀嚼のほか、食事や会話を楽しむ等による、生活の質を確保するための基礎となる重要な要素である。歯科保健の分野では、生涯にわたり自分の歯を 20 歯以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活をすごそうという 8020(ハチマル・ニイマル)運動が推進されており、この実現に向けた歯及び口腔の健康増進の推進が必要である。 目標は、歯の喪失防止と歯の喪失の原因となるう蝕及び歯周病の予防について設定する。
施策の概要	歯科分野に関しては、地域の実情に応じた歯科保健事業の推進を目的に、8020 運動推進特別事業やかかりつけ歯科医機能支援事業等を平成 17 年度まで実施してきたところである。 【書及啓発】 ○フォーラム 8020 の開催 シンポジウム等による歯科保健に関する最新の知見、正しい知識等の普及啓発活動を実施。 ○歯の衛生週間の実施 毎年6月4日から 10 日までを歯の衛生週間とし、国民に対して歯や口腔の重要性やむし歯、歯周病予防に関する正しい知識等の普及を実施。 ○全国歯科保健大会の開催 国民に対する歯科衛生思想の普及啓発を目的として実施。 ○歯科保健に関するがラフレッ等の作成・配布 (8020 運動推進特別事業の活用) 【人材育成】 (人材育成】 (人材育成】 (人材育成】 (人材育成」) 8020 運動推進員(8020 サポーター)の育成 (8020 運動推進特別事業の活用) 北域において 8020 運動を普及し、住民主体の健康づくが運動を推進するため、中心となる人材育成を実施。 ○歯科保健医療に関する研修会の開催 (8020 運動推進特別事業の活用) 歯科保健医療に関する研修会の開催 (8020 運動推進特別事業の活用) 地域における「健康日本 21」の目標値造成の走めのアクションブラン等の作成。 ○地域歯科保健学・ラッシンクの構築 (8020 運動推進特別事業の活用) 地域における資料保健情報の提供。 【科学的知見の整理】 ○歯科疾患実施調査の実施(6 年毎に実施・H17 年実施) 国民の歯科疾患の現状を明らかにし、今後の歯科保健対策を推進するための基礎資料を得るために、全国調査を実施。 ○フッ化物洗口ガイドラインの作成 「微土が助っ有が止事及してのフッ化物洗口法の普及を図るため、ガイドラインを作成。 「研究権進門」研究における研究の実施 口腔の状態に起因する各種の疾患や病態を検証し、口腔保健が全身の健康状態に影響を及ぼしている状況の科学的評価を行う口腔保健とより健康状態の関係に関する研究、う触・歯周疾患の予防技術や治療技術の評価等に関する研究と実施。 (別児期・管験期のう他上等) 「ファ化物造画釜布・フッ化物洗ロ・フッ化物配合歯磨剤)の推進 「の男実防に保る配しい知識等の普及、支援 のかかりつけ歯科医機能の支援による定期的な歯科健診及び歯石除去、ブラッシング指導の推進 「歯の要失防に但需機能の連携者」(の書との方のよりは一体と機能を展するので表による定期的な歯科健診及び歯石除去、ブラッシング指導の推進 「歯の要失防に但需機能の達とよる定期的な歯科健診及び歯石除去、ブラッシング指導の推進 「高の要失防に但需機能の連携者」(のの使用を)のな歯科健診及び歯石除去、ブラッシング指導の推進

9 糖尿病

個別分野の施策 我が国の糖尿病患者数は、生活習慣と社会環境の変化に伴って急速に増加している。糖尿病は自覚症状がな いことが多く、放置すると網膜症・腎症・神経障害などの合併症を引き起こし、末期には失明したり透析治療が必要 となることがある。さらに、糖尿病は脳卒中、虚血性心疾患などの心血管疾患の発症・進展を促進することも知られ ており、生活の質の低下等を招いている。この疾患の対策としては、発症の予防、早期発見、合併症の予防が重 要である。 糖尿病 また、平成14年度に実施した糖尿病実態調査によると糖尿病が強く疑われる人は約740万人、糖尿病の可能 性を否定できない人を合わせると約1,620万人と推計され、前回の調査結果を上回る結果となっている。 「健康日本21」では、糖尿病の一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、糖尿病有病者の早期発見 及び治療の継続について設定しており、平成17年度から開始している健康フロンティア戦略においては、糖尿病 について発生率の20%減少を目標に掲げている。 1. 科学的根拠に基づく糖尿病対策の推進 (1)調査の実施 ○糖尿病実態調査の実施(5年毎に調査を実施。直近:平成14年度) ○国民栄養調査の実施(~平成14年)、国民健康・栄養調査の実施(平成15年~) (栄養・食生活分野の再掲) (2)研究の推進 ○厚生労働科学研究の推進 •糖尿病戦略研究事業 糖尿病について、予防、診断及び合併症を含む治療法の研究等、従来からの研究事業の取組に加え、将 来における具体的な成果目標を設定し、確実な目標達成に向けた取組を推進する大規模戦略研究を平成 17年度から5か年計画で実施する。 •循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業 糖尿病をはじめ、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、運動・栄養指導等による生活習慣病予防 対策に関する研究等を実施している。 医療技術評価総合研究事業 (EBMの手法に基づく診療ガイドライン) 糖尿病及びその合併症の診療において、診療の基準や指針を明示し適切な判断を下せるよう支援するガイ ドラインを作成している。 2. 糖尿病に関する知識の普及啓発(一次予防) ○生活習慣病予防週間(毎年2月1日~7日) 施策の概要 生活習慣病を予防するためには、健康づくりのための正しい知識の普及啓発を図ることが重要であることか ら、自らの生活習慣を見直すきっかけ(行動変容)となることを目的として実施している。 (栄養・食生活分野の再掲) ○栄養・食生活に関する普及啓発 ・日本人の食事摂取基準の策定 ・「食生活指針」の普及啓発(平成12年3月閣議決定) ・「食事バランスガイド」の普及啓発 ・食生活改善推進員による普及啓発 ·食生活改善普及月間(毎年10月) ・健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書(平成16年3月) (身体活動・運動分野の再掲) ○運動習慣の定着に必要な知識の普及・啓発 ・「健康づくりのための運動基準」、「健康づくりのための運動指針(エクササイズガイド 2006)」の策定(平成18 年7月) ○健康増進施設の認定

- 3. 糖尿病の早期発見(二次予防)及び重症化の予防
- ○老人保健事業による一般健診及び事後指導

医療等以外の保健事業は、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の6事業からなり、市町村が、40歳以上の住民を対象として実施している。健康診査については、基本健康診査項目の中に血糖検査及びヘモグロビンA1cを取り入れ実施しており、健康教育については、個別健康教育のなかで、糖尿病の個別健康教育を実施している。

○国保ヘルスアップモデル事業

糖尿病等の生活習慣病のハイリスク者に対する個別健康支援プログラムを開発・実践し、モデル事業の分析・評価を行うため、指定市町村(平成14年度から平成16年度にかけて、原則、都道府県に1か所を指定)において、指定を受けた年度から3年間モデル事業を実施し、その結果から有効な個別健康支援プログラムの実施マニュアルの策定に取り組んでいる。

(参考)

関係団体による取組として、社団法人日本医師会、社団法人日本糖尿病学会及び社団法人日本糖尿病協会において、糖尿病の発症予防、合併症防止等の糖尿病対策をより一層推進し、国民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とした「糖尿病対策推進会議」を設置したところである。

また、社団法人日本栄養士会においては、糖尿病の予防活動に重点をおいた活動を行うため、47都道府県栄養士会に「栄養ケア・ステーション」を設置することとしている。

協	笜	σ	概	两
/HIJ.	W,	v ,	TIM.	1

10 循環器病

10 循環器病	
個別分野の施策	
循環器病	脳血管疾患と虚血性心疾患を含む循環器疾患は、我が国の死亡原因の第2位及び第3位であり、全体の約3割を占めている。循環器系疾患については、後遺症のために、本人の生活の質の低下を招く大きな原因となっており、特に脳卒中は、「寝たきり」の主要な要因となる等、循環器病の罹患率及び死亡率の改善が一層重要である。「健康日本21」では、循環器病の一次予防の観点から、生活習慣の改善及び循環器病の早期発見について目標を設定しており、平成17年度から開始している健康フロンティア戦略においては、心疾患及び脳卒中対策としてそれぞれ死亡率の25%改善を目標に掲げている。
施策の概要	 1. 科学的根拠に基づく循環器疾患対策の推進 (1)調查の実施 (分析環影疾患基礎調查の実施 我が国における心臓病、脳卒中等の成人の循環器疾患及び危険因子に関して、その現状を把握し、今後 の循環器疾患対策の検討に資することを目的として実施している(10 年毎に調査を実施。直近:平成12年 度)。 ○国民栄養調査の実施(〜平成14年)、国民健康・栄養調査の実施(平成15年〜) (栄養・食生活分野の再掲) (2)研究の推進 (2)研究の推進 (2)研究の推進 (2)研究の推進 ・循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業 ・心疾患、脳血管疾患、それらの背景疾患である糖尿病、高血圧症、高脂血症等の分野について、多くの研究者・研究施設の参加の下、最善か一標理的な医療技術の確立を目指した大規模な臨床研究を実施している。さらに、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、運動・栄養指導等による生活習慣病予防妨策に対する研究等を実施している。 ○循環器病診療施設権の表別・シーの相差 全国の研究・診療レベルの施設・地域間の格差是正を目指すため、循環器病の各種データベースを構築し、「循環器網診療施設総合支援システム」を国立循環器病センターと都道府県にある地方中核循環器病センターとをネットワーク化している。 2. 循環器疾患対策に関する知識の普及啓発(一次予防) ()脳卒中対策に関する検討会においては、()脳卒中対策に関する検討会においては、() 別路卒中の手防対策の強化 (2) 脳卒中の予防対策の強化 (2) 脳卒中の予防対策の強化 (2) 脳卒中の予防対策の強化 (2) 脳卒中の予防対策の強化 (2) 脳卒中の予防対策を検討した。 (栄養・食生活分野の再掲) (○栄養・食生活と新しるといの主義の発発・食生活は密考が見り、主人の食事摂取基準の策定・「食生活力の普及啓発(平成12年3月間議決定)・「食事ペランスガイドの普及啓発・食生活改善普及月間(毎年10月)・健康プラのための食環境整備に関する検討会報告書(平成16年3月) (身体活動・運動分野の再掲) ○運動習慣の定着に必要な知識の普及・啓発・食生活改善普及月間(毎年10月)・健康プラのための運動基準」、「健康づく切のための運動指針(エクササイズガイド 2006)」の策定(平成18年7月) ○健康増進施設の認定